

訪問介護サービス ひだまり 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人済恵会が開設する訪問介護サービスひだまり（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業、安中市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号訪問事業（以下「事業」「訪問型サービス」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員」という。）が、要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定訪問介護・訪問型サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 事業所は、指定訪問介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業・訪問型サービスを行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 医療法人 済恵会 訪問介護サービス ひだまり
- 二 所在地 群馬県安中市安中3-25-13

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 サービス提供責任者 1名以上
サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成、利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う。
- 三 訪問介護員等 3名以上

訪問介護員等は、指定訪問介護事業・訪問型サービスの提供にあたる。

四 事務職員

必要に応じて事務職員を置くことができるものとする。事務職員は必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から日曜日までとする。
- 二 営業時間 午前6時30分から午後8時00分までとする。
- 三 時間外対応については要相談にて対応可とする。

(訪問介護の内容)

第6条 指定訪問介護・訪問型サービスの内容は次のとおりとする。

- 一 身体介護
- 二 生活援助
- 三 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第7条 指定訪問介護・訪問型サービスを提供した場合の利用者負担の額を次のとおりとする。

- 1 保険給付の自己負担額を別に定める料金表により支払いを受ける。
- 2 その他の費用等利用料については、別に定める料金表により支払いを受ける。
- 3 指定訪問介護・訪問型サービスに要した交通費は無料とする。
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、群馬県安中市(旧松井田町・上後閑・東上秋間・西上秋間を除く)を区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第 10 条 利用者に対する指定訪問介護・訪問型サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録する。

3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理等)

第 11 条 事業所は、提供した指定訪問介護・訪問型サービスに係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するため、苦情等を受け付けるための窓口を設置する。

2 事業所は、前項の苦情等の内容について記録するものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第 12 条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の発生又はその再発を防止のため、次に掲げる措置を講じるものとする。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。

二 虐待の防止のための指針を整備する。

三 虐待を防止するための研修を定期的実施する。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 事業所は、指定訪問介護・訪問型サービスの提供中に、従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第 13 条 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(業務継続計画の策定等)

第 14 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 15 条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下、「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。

二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

三 事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営についての留意事項)

第 16 条 事業所は、訪問介護員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の体制を整備する。

一 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内

二 継続研修 年に数回程度

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問介護の提供をさせないものとする。

5 事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、居宅介護支援事業所の介護支援専門員等又は居宅要介護被保険者等に対して、利用者に必要なサー

ビスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行わないものとする。

- 6 事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとし、従業者に対する定期的な研修を実施する。
- 7 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、法人と事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、群馬県知事の許可の日（平成 12 年 4 月 1 日）から施行する。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。